

第43号議案

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和元年9月30日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第二号

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則（平成十七年十月文京区教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「保育料の額を決定するために必要な」を「世帯の所得を証明する」に改める。

第九条を削り、第十条を第九条とする。

第十一条第一項中「別記様式第七号」を「別記様式第四号」に改め、同条第二項中「別記様式第八号」を「別記様式第五号」に改め、同条第三項中「別記様式第九号」を「別記様式第六号」に改め、同条を第十条とする。

第十二条第二項中「別記様式第十号」を「別記様式第七号」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

別記様式第四号から別記様式第六号までを削る。

別記様式第七号中「(海)〇〇〇〇〇〇」を「(海)〇〇〇〇〇〇」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

別記様式第八号中「(海)〇〇〇〇〇〇」を「(海)〇〇〇〇〇〇」に改め、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第九号中「(海)〇〇〇〇〇〇」を「(海)〇〇〇〇〇〇」に改め、同様式を別記様式第六号とする。

別記様式第十号中「(海)〇〇〇〇〇〇」を「(海)〇〇〇〇〇〇」に改め、同様式を別記様式第七号とする。

付 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。